

居宅介護支援事業所

ひまわり



住み慣れた地域で
その人らしい生活を支えます

居宅介護支援（ケアマネジメント）とは

ご利用者が可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

心身の状況や環境等に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な保健医療サービス、福祉サービスが提供されるよう、関係機関との連絡・調整を行います。



居宅介護支援事業所ひまわりの特徴について



明るく相談しやすいケアマネジャー



居宅介護支援事業所ひまわりは、高齢者介護だけでなく様々な分野で経験を積んだケアマネジャー（介護支援専門員）が笑顔で対応します。

あなたらしさを支援するケアマネジャー



ご本人やご家族の立場に立ち、一人ひとりの状況に合わせたケアプランの作成を行います。迅速・丁寧・柔軟な対応と24時間の連絡体制を確保しています。

公正中立、秘密を守るケアマネジャー



介護サービスの利用や紹介は特定の事業所に偏ることなく、ご本人の状況に合った介護サービスを相談します。相談内容や個人情報を守ります。

介護と医療、地域との連携を大切にします



ご本人に関わる支援者と多職種で連携を取り、チームで対応します。地域との関わりを持ち、住み慣れた場所での生活を支援します。地域に根差した施設を目指します。



ご利用までの流れについて



1・問い合わせ

介護保険ってよくわからない、利用するにはどうすればいいのだろう、費用はどのくらいかかるのだろう、ご家族の介護についてなど、まずはお気軽にご相談ください。

電話：0977-21-2190

2・申し込み

要介護認定を受け、居宅介護支援を依頼すると担当のケアマネジャーが決まります。

3・自宅訪問、面談（アセスメント）

ケアマネジャーがご自宅を訪問、相談を詳しく伺います。実際に心身の状況や生活環境などを確認、課題を分析します。

4・サービス担当者との話し合い

生活を継続するための目標を設定します。目標達成のための支援内容についてご本人、ご家族とサービス担当者と一緒に相談します。

5・介護サービスの利用

サービス事業所との契約後、ケアプランに基づいて介護サービスの利用が始まります。

6・利用状況の確認（モニタリング）

介護サービスの利用状況や設定目標の達成状況、今後の課題など確認のためご自宅に定期的に訪問します。





居宅介護支援のサービス内容



相談



介護にかかわるご相談、介護保険や介護保険以外の制度の紹介をします

申請代行

介護保険の申請（要介護認定申請）等、手続きの代行をします



計画作成

ご本人らしく生活を続けるため、状況や環境に合ったケアプラン（居宅サービス計画書）を作成します



多職種連携

ご本人、ご家族を中心に介護や医療関係などご本人に関わる担当者と連携して対応します



事業者との連絡調整

介護サービスを提供する事業所や施設との連絡、介護用品のレンタルや購入の相談をします



疑問や苦情の相談

サービスを利用する中で気になることや聞きにくいこと、苦情などの相談対応をします



【ご利用料金】

相談や訪問、ケアプラン作成
にかかる費用は原則、全額保
険給付のためご本人の費用
負担はありません

【営業時間】 8：30～17：30

【営業日】 月曜日～土曜日

【休業日】 日曜・12月31日～1月3日・8月14日
24時間相談連絡可能、必要時は訪問いたします

【実施地域】 別府市全域
その他の地域は要相談

介護に関する相談、気になること
など、お気軽にお問合せください

お問い合わせ

別府市中島町 17-6

電話 0977-21-2190 FAX 0977-26-6668

e-mail kyotaku@hata.or.jp

2023年10月 作成

